特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則の一部を改正する案について

環 境 省 経済産業省 国土交通省

1. 改正の背景

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (平成 27 年法律第 50 号。以下「第5次地方分権一括法」という。)により、特定特殊自動車排出ガスの 規制等に関する法律(平成 17 年法律第 51 号。以下「オフロード法」という。)について、国の地方支分 部局が担ってきた特定特殊自動車の使用者に対する以下の事務を、自治事務として都道府県に移譲 する改正が平成 29 年4月1日から施行されます。(ただし、「③報告徴収及び立入検査」については、 引き続き国も実施できる。)

- ① 技術基準適合命令(オフロード法第 18 条)
- ② 業として使用する者に対する指導及び助言(オフロード法第28条第2項)
- ③ 報告徴収及び立入検査(オフロード法第29条第1項及び第2項)

環境省、経済産業省及び国土交通省では、オフロード法改正にともない必要な事項を定めるため「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(平成 18 年経済産業省・国土交通省・環境省令第1号)の一部を以下のとおり改正することとします。

2. 改正の内容

(1)技術基準適合命令等をしたときに都道府県知事が主務大臣へ報告する事項

第5次地方分権一括法によるオフロード法改正で、都道府県知事が特定特殊自動車の使用者に対し、「技術基準適合命令」、「指導及び助言」、「報告徴収」及び「立入検査」(以下「命令等」という。)をしたときは、その内容を主務大臣に報告することが定められました。

この報告について、速やかに、次に定める事項を記載した報告書を主務大臣に提出して行うものとします。

- 一「技術基準適合命令」、「指導及び助言」、「報告徴収」又は「立入検査」の別
- 二 命令等の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 命令等に係る特定特殊自動車の所在場所
- 四 命令等に係る特定特殊自動車の車名及び型式
- 五 命令等に係る特定特殊自動車の製造番号その他当該特定特殊自動車を識別することができる事項
- 六 命令等の内容
- 七 命令等をした日
- 八 その他参考となる事項

(2)法第 17 条ただし書きの確認証の提示

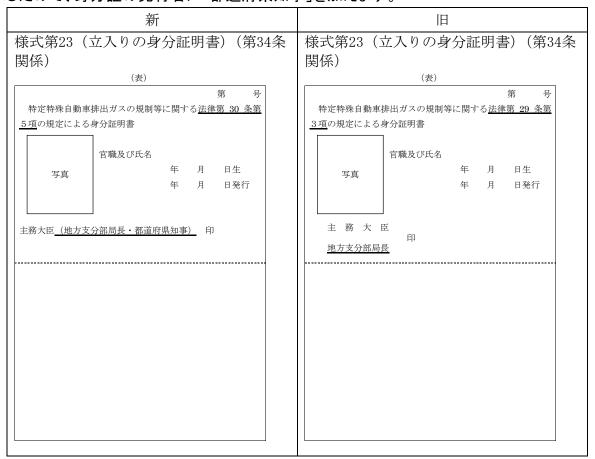
オフロード法施行規則第 22 条第5項では、特定特殊自動車の使用者は国の職員からオフロード法第 17 条ただし書きの確認証の提示を求められたときは提示しなければならない旨定められています。

第5次地方分権一括法によるオフロード法改正で、都道府県の職員も立入検査を行うことができることとなりましたので、特定特殊自動車の使用者は、国の職員に加え都道府県の職員からオフロード法第 17 条ただし書きの確認証の提示を求められたときは提示しなければならないこととします。

(3)立入身分証の様式

オフロード法では、立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない旨定めています。

第5次地方分権一括法によるオフロード法改正で、都道府県の職員も立入検査できることとなりましたので、身分証の発行者に「都道府県知事」を加えます。



(4)その他

オフロード法改正の施行に伴う条・項ずれの手当等所要の規定の整備を行う。

3. スケジュール

公布日 : 平成28年10月上旬(予定)

施行日: 平成29年4月1日